

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

January, 2009

なごみ便り

www.101dog.co.jp

平成21年1月、なごみグループは、

社会保険労務士法人 和 を設立致しました

今後も皆様のお役に立てるよう、職員一同全力で努力いたす所存でございますので、何卒ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



社会保険労務士法人 和

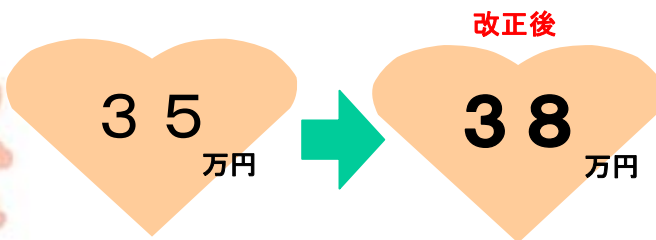
代表社員 岡野 恵美子

社員 高落 聡子

社員 大畑 雅一

平成21年1月からの医療保険制度改正

出産育児一時金の支給額が変わりました



ご本人やご家族が出産した時に支給される一時金は35万円となっておりましたが、平成21年1月から産科医療補償制度に加入している医療機関等において出産すると、38万円が支給されます。

注) 産科医療補償制度とは、妊婦が安心して出産できるように、医療機関が加入する制度であり、加入機関で出産すると、万一、何らかの理由により重度の脳性まひとなった赤ちゃんとご家族の経済的負担が補償される制度です。

産科医療補償制度に加入している医療機関については、<http://www.sanka-hpjqhc.or.jp/search/index.php> をご覧下さい。

平成20年12月より以下の助成金制度が拡充されました！

中高年齢者・若年者等トライアル雇用奨励金の拡充

適正や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用(原則3ヶ月)する場合に奨励金が支給されるものです。

対象者の拡大

中高年齢者	45歳以上65歳未満	→	45歳以上
若年者等	35未満	→	40歳未満

若年者等雇用促進特別奨励金の拡充

年長フリーター等の安定した雇用を促進するため、トライアル雇用等の終了後に期間の定めのない労働契約により継続して雇う事業主に対し支給されるものです。

対象者の拡大

対象年齢	25歳以上34歳	→	25歳以上 39歳
トライアル雇用終了者のみ	→ 有期実習型訓練修了者も対象		
過去3年間被保険者でなかった者	→ 過去1年間被保険者でなかった者に拡大		

支給額の増額

25～29歳	20万円	→	20万円(中小企業は30万円)	※雇用改善の動きが弱い地域(兵庫県・京都府等)の支給額は1.5倍
30～34歳	30万円	→	30万円(中小企業は45万円)	

特定求職者雇用開発助成金の拡充

障害者などの就職困難者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する従業員として雇う事業主に対して、給与等の一部が助成されるものです。

支給額の増額

対象労働者	大企業	中小企業
身体・知的障害者	50万円	60万円→ 90万円
重度・45歳以上・精神障害者	100万円	120万円→ 160万円
身体・知的・精神障害者(短時間労働者)	30万円	40万円→ 60万円

創設されたその他の助成金

中小企業緊急雇用安定助成金 … 急激な**資源価格の高騰**や**景気の変動**などの**経済上の理由**による企業収益の悪化から、生産量が減少し、**事業活動の縮小**を余儀なくされた中小企業が従業員を一時的に**休業、教育訓練、出向**をさせた場合に、それらに係る手当や給与等の一部が助成されるものです。

高年齢者雇用開発特別奨励金 … 雇入れ日の**満年齢が65歳以上の離職者**を、ハローワーク等の紹介により所定労働時間20時間/週以上の従業員として雇う事業主に対して給与等の一部が助成されるものです。

介護未経験者確保等助成金 … 介護関連業務の**未経験者**を、**常用労働者(パートを除く)**として**1年以上継続して雇うことが認められる場合**に、事業主への支援として助成されるものです。

これらの助成金に関する詳細は、職員までお問合せ下さい。

(文章担当：増田)

～利益UP大作戦！！～

「売上、利益をぐんぐん伸ばしたい」、「資金繰りをスムーズにしたい」、「金融機関からの評価をUPさせたい」、こんなポジティブな考えをお持ちの方！！

経営計画や戦略目標を立て、進むべき道を明確にすることをお勧めいたします！我々はそれらのお手伝いをさせていただきます。ぜひご相談ください！！

詳しくは『株式会社 和』までお問い合わせください。

TEL .06-6944-4117